

様式第2号（第5条関係）

久喜市液状化対策事業の説明会会議録（4丁目）

開催日：平成26年6月8日（日）17時～

開催場所：栗橋コミュニティセンターくぷる

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
住民 A	先ほどのご説明の中で、強制的に水を排除するというご説明がありました。ポンプを使って排水していくんだと思うんですけども、普段であれば全然問題がないと思うんですけども、大地震が起こった時に排水が行われてなければ、全然意味がないと私は理解してるんですけども。その地震と共に停電というのも起こりうると思いますので、その辺、短時間で大丈夫なのかなと思うんですが、停電対策等も盛り込んで事業を進めて頂きたいなど、たぶん想定はされていることとは思うんですけども、その辺ちょっとよろしく願いいたします。
事務局（市）	停電時の対策につきましても、今後具体的に細かな設計をしてみますので、その中で、そういったところも検討していきます。 他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。
住民 B	今日ですね先ほどのご説明で初めて知ったんですけども、これまでに液状化の説明会があったということで、私自身がそういうのがキャッチできてなくて、どういった議論がされてるのが空白になっているんですけど、どのような工法がいくつか候補として挙がって、その中でこれがベストな工法だということを簡単に結構なんですけど、少し教えて頂きたいんですけど。あともう一つ、何世帯の方を対象にして同意を求めないといけないのか、そのあたりを教えて頂きたいんですけど。今日、30何人ですよね。それで3分の2以上の同意を求めているわけですね。で、先ほど申し上げたように私前回のほうの情報をキャッチできてなかったのと、あと今回ですけど、住所を間違えた理由等があります。たまたまそれはキャッチできたんですけど。本当に聞かなきゃいけない人は誰なのか、その人にちゃんと情報がいつてるのか、そのあたりについてお答えいただければ。
事務局（市）	まずはその住所が違っていたということで、大変ご迷惑をおかけしまして、まず初めにお詫びさせて頂きたいと思います。申し訳ありません。
住民 B	郵便番号です。すいません。
事務局（市）	先ほど、お聞きしました。申し訳ございませんでした。まずはその情報の伝え方につきまして、まず先に話させて頂きませんが、今後皆様には、いろいろ賛否をお伺いしないといけないので、なるべく市の事業も皆さまご不安に思ってい

	<p>ることなどを細かく対象の皆さまに伝えていかなければいけないというふうに考えています。個別に郵送するのか、もしくは回覧するのか、いろんな方法があると思いますが、より良い方法で情報がちゃんと届くようにしていきたいと思います。もう一つ、工法の選定についてなんですけれども、これまで大学教授の先生などで構成する検討委員会というものを設置しておきまして、平成 24 年の 5 月から検討をずっと重ねてきております。そのような中で、色々な工法が対策工法として上がっておりまして、例えば浦安とかで今、検討しています地下にコンクリートの柱でぐるっと囲んで、地盤自体を強くしてしまおうという工法があります。そういった工法ですとか、空気を入れて液状化しにくくしようというような研究も進んでますので、そういった工法ですとか、いろんな工法を検討してきました。そんな中で、工事費がいくらかかるとか、そういうことも合わせて検討してきたんですけれども、まず、この南栗橋で、工法を選定する条件として二つ考えてまして、一つはこの南栗橋地区で、有効な対策方法であること。二つ目は、住民の皆さまができるだけご負担にならないような、費用負担が少ない工法であること。この二つの観点から、工法を選びました。そういった検討をした中で、検討委員さんから 5 月 18 日の検討結果報告会において、南栗橋地区は、地下水を抜く、「地下水位低下工法」というものが適しているということの意見を頂きましたので、それを市のほうが採用しまして、南栗橋地区は「地下水位低下工法」で進めていきたいというふうに思っています。地下水位低下工法に至る経緯としましては、様々な工法を検討した結果、そのような、この結論に至ってるということでご理解いただきたいと思います。</p>
住民 B	<p>なんでその結論になったのかが、ちょっとわかりにくいんですけども・・・。 なんかネット上なんかで公表されてるんですか。</p>
事務局（市）	<p>これまで 12 回、検討委員会やっておりますので、これまで検討した結果は、市のホームページのほうに、すべて公開をしております。報告した内容はの資料もすべて公開しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。</p>
住民 B	<p>一応全部見たんですけど私、あれ非常にわかりにくいので、どこに資料があるのか分かりにくいんですよ。だからもうちょっと、ホームページの中で階層をわかりやすくした方がいいと思います。すごく苦労しました探すの。</p>
事務局（市）	<p>すみません。わかりました。ご意見ありがとうございます。このホームページについても、なるべくすぐ見られるような形で工夫したいと思います。 はい、じゃあそちらの方。今マイクお持ちします。</p>
住民 C	<p>今日はありがとうございます。対策工事による影響についてのところで、「地下水位低下後、2 年間で 1000 分の 3 を超える傾きが生じたときは補償の対象となります。」って書いてあるんですけども、2 年間ってということで、2 年間で起きなければ、その、影響はないということでもいいのかな？ってということと、</p>

	<p>あと今日来てみて、この人数しか参加されてなくて今後どうなるのかな、3分の2以上の同意が必要だって、3分の2以上の同意を得るために、市では具体的にどうゆう働きかけを今後していくのかなってちょっと疑問が・・・。</p>
事務局（市）	<p>まず、2年間の考え方につきまして、ご説明させて頂きたいと思います。この地下水位低下工法は、地下水を抜くものですから、どうしても地盤沈下が発生してしまいます。それは実験をした結果やいろんな計算をした結果、30年間で7.8cm沈下をしてしまう結果を得ています。ただその7.8cmというものは、この計算の結果、前の画面に出させて頂いてるんですけども、7.8cmのうち地下水位を低下させてから初めのうちに急激に沈下が進んでいくという計算結果が出ています。具体的には1年間で6.6cm、全体の85%程度、2年間では、7.5cm。全体の約96%の沈下が発生してしまうでしょうということ、2年以降は緩やかなカーブで少しずつ沈下をしていって、30年後では7.8cmになるのではないかっていう、予測、計算結果が出ています。このような計算結果から市としましては、この傾きとかの影響は、この急激に沈下してしまう2年間の間に概ね出るのではないかっていうように考えています。実験の結果により、その傾きにつきましては、生活に支障をきたすような傾斜、家が大きく傾くことは少ないというふうに考えていますけれども、万が一、皆さんのお宅が傾斜してしまったら、補償させて頂くことを考えています。また、同意の取り方につきましては、やはり皆さんでご自分のお宅をどう進めていくのかということを考えていただく必要があると思うんです。今後はアンケート調査等お送りさせて頂きますが、ぜひその際にご近所の方とかで、このピンク色で塗られたこの4丁目のエリアの方たちで、話し合っさせて頂きながら、どうされるのかってことを是非地域ですすね判断をしていただくとありがたいと思っております。参考に、ほかの地区でこれまで説明会を行ってききましたけれども、ほかの地区では、例えば街区とか、番地ですすね、道路で囲まれたところとかで、その単位でいろいろ集まって話し合いをしたりするような地区もあるようでございます。市としては、できるだけその事業の内容を、まずは理解していただいて、できればその地域の皆さんの意見がまとまって頂くとうありがたいなというふうに思います。できるだけ事業の内容については、私どもは時間もお取りして対応させて頂きますので、ぜひその辺をご理解いただいて、何軒か集まって勉強会したいんだってことであれば、それはもちろん対応させて頂きたいと思いますので、ぜひお考えになって頂きたいと思います。</p>
住民D	<p>この地図で今、黄色のところとピンクのところがありますよね。黄色いところは地上への影響がない。ピンクのところは7・8cm30年間で下がる。ということは雨が降った場合黄色からピンクの方に水が流れてきますよね。そして道路も同じように下がってきますよね。道路の下がりによってわれわれの地区が</p>

	7・8 cm下がったまんま。その補償というのはあるのですか？
事務局（市）	その沈下の問題ですけれども、その沈下したことによって、道路が段差ができてしまうとか、ということが最終的にはあると思います。ただ今日から明日にかけて急に下がるわけではなく、徐々に下がっていくもんですから、支障が出た段階で擦り付けですとか、対応させていただきたいと思います。雨水の対策といえますか、冠水の問題についても、そういう沈下による影響をみながら、その都度対応をせざるを得ないのかなということを考えていますので、その辺もどうぞご理解いただければと思います。通常道路は、通行に支障が出たり、雨水排水に支障が出た時には、市としまして修繕しており、支障をきたしている場合は直していくもんだと思ってますので、ご理解いただければと思います。他にご質問はいかがでしょうか。はい、お願いします。
住民 E	初めて説明会に参加させて頂きましたけれども、一つ心配事がありまして、この事業に関係、直接するのかどうか含めてですね、道路が済生会のところからずっと今道路が大きく抜けました。何年か前だとは思いますが、非常に大きな車が入るようになりましてですね、この液状化に関するものが直接でてくるかどうかわからないですけれども、よく信号なんかで待っていると、大きな車が通って、ガタガタ揺れるような状態が時々あります。できればですね、それも含めて例えば大型車両が4号のほうからまっすぐ抜けて県道まで入らないようにして頂くとかですね、ちょっと考えて頂ければなと思っております。以上です。
事務局（市）	今の、ご質問は4号線から降りましてそのまままっすぐ行って、済生会病院の横を抜け、県道阿佐間幸手線にぶつかる道路だと思います。県道に抜ける部分が、区画整理事業以外で進めていたものですから、抜けるまで時間があつたと思います。抜け初めの頃ですね、やはりダンプとかトラックとかが、4号線から県道へ抜けるというふうなルートになっていますので、そういうご意見を頂戴いたりしました。ただしその規制に関してはですね、市で取れますよっていうふうな形はできません。警察のほうの管轄になりますので、その辺は遠慮していただくようなお願いの看板程度しか市の方ではできません。すでにもう立っていると思うんですが、その辺がもうちょっとアピールするとか、そういう形を取らして頂きたいと思いますが、なかなかこの規制に関しては、警察の方に権限ございますので、できるだけ市は協力していきたいと思っています。
住民 E	そうするとそれは、この事業とは直接は関係なくなるっていうことでよろしいですか。この液状化対策事業の中で、そういう対策は打てない。
事務局（市）	規制ですか？
住民 E	はい。

事務局（市）	規制はちょっと無理だと思います。
住民 B	今のご質問の裏には、トラックの振動で液状化に関連するような可能性はないのかというご質問が裏にあったと思うんですけど。違います？
住民 E	そうです、そうです。ありがとうございます。
住民 B	だから規制の表面的な話ではなくて、もっと根本的な話を教えてほしいという。
事務局（市）	液状化への影響という面で言いますと、本来液状化する場合にはある程度のエネルギーが必要です。今まで地震何回か体験されているかと思いますが、実際に液状化したのは前回の東日本の時、久喜市でいくと震度 5 強の地震になっています。一般的に言われているのは、震度 5 強クラスの揺れによって引き起こされるもの、というかたちで今までの液状化の実績的には出ている。それがトラックのガタガタした揺れによって引き起こされるかということであれば、現実的にはそれによって引き起こされるものではないです。逆に今度、トラックが走ることによって、揺らされて液状化しやすい砂に変状するかということに関しましては、逆にこないだの東日本の時にはこういった主要道路自体は、実際どこも液状化していない状況がありますので、トラック振動そのものによって液状化が引き起こされるかどうかというふうについては、実際立証的なものは難しんじゃないかと思います。イメージ的に、揺らされているので液状化しやすくなるんじゃないかという発想としてはわかるのですけれども、液状化そのものには至らないだろうというふうには考えています。
住民 E	それは、道路は補強されているからそうなるのであって、その近辺の土地っていうのは関連してくるものじゃないですかね。
事務局（セントラル）	実際に液状化の影響がトラックで周辺の砂が乱されてという話、ここはかなり難しいところはあるんですけど、これは設計的な考え方になってしましますが、逆に揺らされることによってですね、専門的な考え方からすれば、砂っていうのは締まる方向に動くものです。逆に砂がどんどん抜けていってしまうような状況があると、空洞ができたりします。そうすれば液状化しやすいっていうかたちになり得るんですけども。トラックの振動そのものが本当に液状化に起因するかどうかというのは、実際なかなか言い切れないかなと、逆にしにくい方向に動いている場合もあるというふうには考えます。
住民 F	すいません。逆にうちは地震の後、道路側に立っているんですけども、地震の後、大型車が通ると揺れるんです。
事務局（セントラル）	大きく。
住民 F	ええ。ガタガタしている感じで揺れるんですけども、今回対策事業をやると、その揺れがなくなるっていうのは考えられるんですか。
事務局（セントラル）	一応今回の対策事業の中でどういった工事をするかという話も若干説明をし

	<p>す。対策にあたってその排水溝というものを今こちらの、さっきの全体の絵柄の中で、青い線で描かれているラインが排水溝ですよってというのが、こちらの排水のところには排水溝というふうに描いてあるんですけども、これが実際どういうものかというのと、パイプに、穴の開いたパイプの周りに砕石で囲ってですね、それで水を集水しようと。実際、工事上はですね、この上、全体的にここを砂で埋め戻してしまうと、また液状化しやすい性状のものになってしまうので、穴を、ちょっと今この絵と関係ないですけど、この下の絵だけ見てもらうと、今、道路上に穴を掘って、このパイプを入れて中を砕石で埋めます。一応この周り外周、一部透水シートということで、水だけが入るように、この中の砕石が目詰まりしないような対策をとって、その上の部分、道路の上の部分については、砕石っていうもので、まあ石ですね、石で埋め戻しを考えています。その中でちょっと幅がですねその道路幅、今 6m くらいの道路とかあると思うんですけど、実際、対策工事的には 2m ぐらいの幅の工事になってしまうので、道路全体というわけにはいかないんですが、この中については一応埋め戻しの中で、締固めをしていくので、そういった意味では、空隙みたいなものができにくいような工事にはなるんですけども、全体としてそうなるのかというのと、6m 付近のうちの 2m でするので、周りの部分がどうしても残ってしまうんですね。必ずしも全体的に良くはならないかもしれないんですけども、一応工事をやったところに関しましては、そういった締固めをして、揺れとかですねそういう空隙ができにくいように対応はしていくというかたちになります。</p>
事務局（市）	他にいかがでしょうか。はい。
住民 E	<p>費用負担のところでは所有者が負担というのがあって、その減免制度を設けると書いてあるんですけども、道路の方で工事をするのであれば所有者は住民ではなくて市であったり県であったり、そういったところになるのではと思ひまして、文章をそのまま読み取ると我々の同意というのは全く必要なく進められるんじゃないかなと考えたんですけども。そのあたり教えていただければ。</p>
事務局（市）	<p>この液状化対策につきましては、道路の部分の液状化対策と、あとは皆さまのお宅の宅地の部分、そちらを一体的に行うものでございます。そのようなことから、国のほうの考えとしては、その対策によって効果が得られる方は、すべて何らかの負担をしてくださいっていうことでございます。しかし、市としては当然道路上の負担はします。加えてその所有者の方が負担する分につきましても、本来頂くべきものを頂かないようにするということの、減免制度というものを設けて、結果として皆さんの負担がないというかたちで事業を進めたいというふうに思っています。</p>

住民 E	<p>先ほどの質問がうまく伝わってないかもしれないですけど、所有者っていうことは聞いたんですけど、我々は道路の所有者ではないので、我々が減免措置を受ける立場じゃなくて、例えば県と市が所有者であって減免措置を受けるのはそちらの方ではないかという質問なんですけど。</p>
事務局（市）	<p>工事自体は道路で行いますので、市が負担すべきものでございますが、この液状化対策事業っていうものは、工事は道路のところで行いますけれども、道路を守るっていうことと、加えて皆さんのお宅も液状化対策を行うっていうことになるんですね。行ったことによって皆さま方が本来であれば、個別で液状化対策をするっていうことになると思うんですけども、その時に当然費用も掛かってくると思います。ただ今回、市と同じ一体的にやれば、本来負担すべきものをしないで自分の宅地も液状化対策はできますよっていうことなんですね。</p> <p>わかりにくいと思うんですけど、まさにここの絵でいくとここの幅の部分が道路です。そこに面して皆さんのおうちが立ってる宅地がございます。道路の管理者は市ですので、この辺は市のほうの工事を行います。これに住民の方の負担はございません。ただこの管で道路の地下水位も下げることができて、皆さんのお宅の土地の地下水位も下げることができるんです。良い効果が得られる方は、負担をしてくださってというのが国の考えです。工事費は一切負担の対象にはしていないんですけども、地下水位をここまで下げための費用、今この費用はポンプを回さなければならぬので、ポンプを回すための電気料だとか、ポンプも長い間使えば更新しなければならぬので、その更新費用だとかっていう部分が住民負担といった金額を算出しているものです。国からは、皆さんから求めてくださって言われている負担額を今回、減免措置を設けて、負担ゼロでできるような考えを、今、市がおすすめたところです。</p>
事務局（セントラル）	<p>もともと道路を守るためだけの液状化対策であれば、今 4 丁目地区ですと、今、手元の資料になくて 10 回目の委員会の資料になってしまうんですけども、東日本大震災と同等の地震に影響がなくなるように水位を下げようとする、約 1m 今の水位よりも下げなければいけないという結果になっています。道路部分だけであればその 1m 下げるために現況水位から 1m 下に溝を入れれば守れるわけです。それを宅地と一体整備するためには、排水溝をいれるんですね、道路に入れるとどうしても宅地の真ん中、二軒お宅のある真ん中らへんで水位が上がり気味、円弧を描くわけです。ここで最小の 1m という地下水位が下らなければ、全体として守れないんですね。道路だけを守れば 1m の深さで済むものを、宅地を守るために 1.5m の深さまで仮に排水溝を下げなければいけないというかたちになりますと、その 50 cm 下げた分の工事費とかに関しては、すべて住民負担に本来であれば入るものになります。道路だけをやった場合</p>

	<p>よっとどちらの方向で言われてるのかわからないところなんですけど、道路だけで仮にここでやったとすれば、今の深さまでは必要ない工事をするかたちに。ただそれはそもそも復興交付金を受けるためのこの事業要件として、道路と宅地の一体整備という、これ条件です。あくまで道路単独ではなく、宅地も一体的に整備しないと、補助金がおりにないかたちです。これは突き詰めていきますと、道路としては液状化対策をするにあたってですね、この地下水位低下をするという工法よりも、今の大きい主要道路にあるような砕石とかですね、そういったもので作ってしまう方が、実際は金額的には安くなるんです。それをこの宅地部をどうしても液状化対策として、してあげる必要があるだろうと、ただ民地の部分になりますのでどうしてもそこに税金を入れるということで、対策を受ける地区はいんですけど、対策をうけてない地区もあるわけで、その税金をここに、民地の土地を改良するために、使うということ自体が単独では難しいという発想から、道路と宅地の一体整備というこの復興庁の出してる案が出てきています。ですのであくまでもこの道路だけ工事をして、地下水位を下げて民地に影響がないからと言って、民地の負担をなくすことができるかという、そもそもこの工事の事業要件に、入ってこないという仕組みになっているんですけれども。</p>
住民 E	<p>例えば所有者等という表現じゃなくて、本来は受益者等という表現が適切？</p>
事務局（セントラル）	<p>まあそうですね。あとは実際ここで地下水位を下げてしまうことによってどうしても地盤沈下というものは避けられない状態になりますので、通常の公共工事であれば皆さんに、影響ないですよ、ないですよ。と、こう下水道工事であればここに矢板を打っても、こちらの宅地に影響ないですよということで、住民の合意みたいなものを得ていかないと思うんですけども、地下水位低下に関しましては、あくまでも何センチであろうが、地盤としては下がってしまうわけですね。家屋に 1000 分の 3 以上の傾斜は生じませんよとは言ってるものの、一つ住民の方にリスクというかそういったものを、あたえているわけですね。それを勝手にやることは正直言ってできないものですから、合意というものを得ていくというのがこの事業の仕組みになっている。</p>
事務局（市）	<p>じゃあ、他にご質問いかがでしょうか。</p>
住民 C	<p>地下水位低下工法にデメリットはないのかっていうことで、雨天時には一時的に水位が上昇するってあるんですけども、一時的に水位が上昇するってことは具体的にどういうことなのかっていうことと、あと梅雨時とか明らかにこう気候が変わってきて雨の日とかもでも変わってきてるなと思うんですけども、こういった梅雨時とか、雨がすごく降った場合とかは大丈夫なのでしょうかね？</p>

事務局（市）	<p>この地下水位が上昇するかどうかという事は、実験を行った時に確認をしておりまして、確かに雨が降ってしまうと、地下水位は上昇してしまいます。ただ、ポンプでくみ上げていきますので、ある一定の時間をかければ下がるっていうことになります。ただ、ご指摘の通りその雨が降った場合には、一時的に上がりますので、それが下がるまでの時間というものは何日単位で時間はかかってしまう、ということになりますので、その辺はリスクなんですけれども、そういったところもご理解いただきながら今後ご判断頂きたいと思います。</p>
事務局（セントラル）	<p>若干補足ですけれども、今その地下水位低下した水の排出先というものは、既存にあります水路を考えています。実際、今日もそうですけれども、水路が満杯の水になってきてしまいますと、ポンプの水が排水できなくなります。それは逆にこちらの水自体を宅地の方に入れたいということも含めて、水路の出口部分には弁というものを設けて、通常は出ていきますけれども、水路の水が上がってくると、その水圧で弁がふさがりやすい構造になっています。またポンプで出す部分についても逆流をしないための弁を考えています。仮に水路側の方が水がいっぱいになってきますと、必然的にポンプが停止するようなシステムになると思います。そうなるとうなるかといいますと、もともと下げていた水位が雨が降っている最中に徐々に上がってくると、というような状況になります。その時に本当の地震が来た時にどうなるのかという話ですが、それは液状化の影響は出てしまうというのが実際のところなんです。その液状化の程度に関しましては、常時水があるところと、一度下がって戻るところでは、若干強度が変わるといような実験結果とかそういう内容もあるので、一概に全く同じ被害にはなるとは言い切れないんですけれども、このリスク、降雨時のリスクというものはどうしても出てきてしまう。これは地下水位低下に関わらず、例えば先ほど言っていた格子状改良という工法においてもですね、格子状改良っていうのは宅地の中ですね、こういう円柱形のコンクリートの壁を作って行くわけなんです。この壁によって地震動の揺れを抑えてこの宅地内の砂が液状化しにくいようにするというものなんですけれども、実際この天端の高さっていうものは、標準の地下水位で設定してその中の砂が液状化しないようにというかたちで抑えるんですが、異常時の水が来ますと結局この地下水位が上がってしまうので、この家屋下ぐらいのところの砂層というのは、液状化してしまいます。それを防ぐためにはどうしたらいいのかという話になるんですが、その今、現状である対策としてはもうこの家屋がない状態で、この下の砂を液状化しない砕石とかですね、そういったものに置き換えて頂かないと、すべてのものに対して効果のある対策というのは、実際上できないんです。あとで市のほうから説明あるかもしれませんが、あくまで地下水位低下工法については、抑制的な意味合いが強いものですから、本来宅地が建っている中で施工</p>

	をしようとする、工事費とかも高くなるし施工の工法っていうのも限られてくるんですけども、更地になりますと比較的いろんな対策のしようがあって、一番安いのでいけば下を砕石等で置き換えてしまうのが、地震がきてもなにしても問題ないので、建て替えの時期においてはそういった対応を、個人でとっていただくような、指導といいますか、そういった対応をしていくかたちになるかと考えています。ですので、雨天時に対する、水位に対するリスクっていうのは今の、工法の中では、やむを得ないものというふうにとらえて頂くしかない。対策工法として出している中で申し訳ないんですけども、工法としての限界というふうにお考え頂きたいと思います。
事務局（市）	はい、それでは。
住民 G	資料の中で、工事はやるんですけど、それを実際やられたあと、何年後にまた不具合がある、または改修しなくちゃいけないという時は、住民負担ですよっていうかたちになるのでしょうか。お願いします。
事務局（市）	工事費につきましては、今後も不具合とかそういった場合については、市のほうの公費で行います。それで、工事費について今後住民の皆さまに負担が生じるってことはないと考えています。
事務局（市）	他にいかがでしょうか。
住民 H	家屋の建築の調査の関係ですけども、この補償に関する項目の中に、地下水位低下前に家屋を調査し云々とあるんですが、これは全家庭を対象にある日を決めて行うんですか。
事務局（市）	この調査は事業を行う区域すべてのお宅を、地下水位を低下させる前に調査をさせていただきます。
住民 H	それは各家庭に、例えば数値はお知らせするわけですね、きちんと。
事務局（市）	それはご希望があればですね、その立会い調査自体も立会いいただいて、調査をいたしますので、その状況もご覧いただきながら調査いたしますし、ご希望があればその結果についても。
住民 H	希望なければ、言わないんだ。例えばお宅は 1000 分の 1 ですよとか、1000 分の 5 だとか、仮にね、仮に傾いてると。お宅の場合、現在ね。そうすれば調査しても、希望がなければ言わないんだ。
事務局（市）	調査してる段階で、立会い頂くので、家屋の状態はその場でわかると思うんですね。で書面でちゃんと表してほしいってことであれば対応させていただきます。
住民 H	それはそうすると、それを実際やるときに、各皆さんにはお知らせするわけだ。希望があった場合にはお知らせいたしますよとか、希望がなければどうですよとか。

事務局（市）	そうですね。調査をする方法についても、ちゃんとお説明した上でやると。
住民 H	あ、そうですか。
事務局（市）	はい 他にいかがでしょうか。はい。
住民 B	何度もすいません。先ほど、以前出たご質問に絡むんですけど、1000 分の 3 の件なんですけど、2 年間で 1000 分の 3 でその根拠となるグラフを見せていただいたんですけどもパワーポイント資料の中の文字で判断しますと、ピンポイント的な試験データに基づいた推算値みたいなことを書かれていたと思うんですけど、それが根拠なんですかね。2 年間で 1000 分の 3 っていうのは。で別の言い方しますと、我々住むのは 10 年 20 年単位、もっと長いと思うんですけど、もっと恒久的なのところで、市のほうは考えていかなきゃいけないと思うんですけど。2 年ぐらいで切っちゃう。で 2 年以降も 3 年までの間で、まだ沈下は続くわけですよ。推算値とはいえ。それはなかなかちょっと理解しがたいというか、安心してくださってという万が一の不測の事態に対してのケアとして、たった 2 年のところで安心してくださってというのは、ちょっといかななものかなって。先ほどの質問の中にもありましたけれども、測定した結果、この数字が希望者しか出さないっていうのはちょっと私筋違いかなと。希望があろうがなかろうがやっぱり同じものを共有して持たないと、後々、無用な係争を招いてしまうんじゃないかという、危惧を持っているんですけど。そこはどのような考えでしょうか？
事務局（市）	まず一点目のその 2 年間ということについては、先ほどお示した図のほうは確かに実験上での解析の結果でございます。その後、市としても委員さんのほうからご意見を頂きまして、実際にこの地盤の状態ってことを想定して、地下水位を下げた時に、本当にどういう影響があるのか、要は不利側の状態をもっと検証してみてもどうですかと。というような意見も頂いて、その意見を受けて追加で解析のほうも進めております。その結果によって、結論といたしましては、沈下するスピード、沈下の予測については、変わりはありません。地下水位を実際の状態を下げたことによって、不利側の状態で計算をした結果でも傾きについては 1000 分の 3 というその基準には至らず、1000 分の 0.9 ですか、そういったところで納まるというような予測をしております。その辺は計算結果出ておまして、基本的に市といたしましては、地下水位を低下させたことによって、等沈下といいますか全体的に沈下をすると考えておまして、建物が傾くとか、極端に傾くというようなことは、ないというふうに考えています。しかし、万が一その傾きが生じた場合については、市のほうで一定の基準を設けて、補償させて頂きたいというふうに思っています。この 2 年という

	<p>ところも付け加えますと、地下水位を低下させたことによる影響なのか、それを過ぎてしまいますと、建物自体のそもそもの影響、傾きなのか、その後起きた地震の影響で傾いたのか、いろいろな原因が考えられると思うんです。原因を特定することも年数を経過するごとに、難しくなっていくんじゃないかなというふうに思います。そこでこういう計算結果をした結果、影響がないということを確認したうえで、色々と補償について考えております。その家屋調査につきましても、今後対象となった皆さまの意見がまとまったところには、事業を行っていくわけですけれども、実際に地下水位を低下させる前には、家屋調査をさせていただきます。その方法、調査方法についても、皆さまにご相談しながらですね、詳細に検討したうえでまた調査する前に皆さまにお知らせしたいと思いますので、現段階で細かく、申し訳ないんですけども、調査の方法とかそういったことについては、また検討していないというところが正直なところだと思います。ご理解を頂ければと思います。</p>
住民 I	<p>質問というより、提案なんですけども、恥ずかしい話なんですけど、私、地震が起きてから、こういう説明会とかはじめてきたものですので、あとこういうことには不慣れで、今日お話し伺ってですね、半分以上理解できないんですね。ちょっと難しくてですね。できたらですね私のような人もたくさんいると思うんですけども、対象になる家庭にですね、全部、説明会に来た人にだけこういう詳しく説明と、あと見せて頂くのではなくて、もっとわかりやすく本当にもっと簡単にですね、どういうメリットがあるのかどういふデメリットがあるのかという、本当にお年寄りでもわかるような、そういうものがあれば、その皆さんの手元にですね、ここまで詳しいと逆にわかんなくなってしまうので、本当に簡単に A4 1 枚でいいですから、こういうメリットがあつてデメリットがあるということがきちんとわかるようなもので、皆が検討できるようなものを全部に配布して頂いたほうがよろしいかと思うんです。我々、近所の人でみんな集まって話し合ってくださいって言われてもですね、何話し合っているのか、わからないというのが、現実です。3分の2以上の賛成っていうのはこの状態だとおそらく、難しいかなと思いますので、せめてこれをやると自分たちは助かるなとか、こういうことやられたら困るとか、そういう最低限の判断基準がわかるものが、この地区全員の人たちの目に留まるようにいきわたっていただくと助かると思います。よろしくお願いします。</p>
事務局 (市)	<p>はい、ありがとうございます。今日の8日の今日の日と、来週また他の地区を対象に15日の日曜日に説明会を予定しております、同じようなかたちで説明させて頂いて、ご質問を受けるっていったかたちで、進めたいと思っています。その15日の会が終わった後にですね、冒頭に課長のほうからご説明しましたけれども、アンケート、同意の意向を伺うアンケートをお送りしたいと思います。</p>

ってまして、その時にでもですね、何かちょっと資料のほうは添えられるように検討したいと思います。

他に、いかがでしょうか。

今日のところはもし、なければ、いったん閉めるかたちで、また地域の皆さんで、今日をきっかけにでも結構ですので、お隣同士でお話しするとか、少しずつこの液状化対策に対するお考えをちょっと広めてですね、地域の皆さんで最終的にはお話しできればいいのかなあと思っております。また、わからないところがあったら、個人的に市のほうに聞いて頂いても結構ですし、電話相談のシステムも用意してございます。また、ある程度の件数がまとまって勉強会開きたいんだけどってことで、お話しいただければ、市として対応してまいりますので、そういった機会をご利用いただければなど、考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

今日のところは、この辺でよろしいでしょうか。それではこのへんで今日の説明会は閉会とさせて頂きたいと思えます。また、ついさっき言いましたけど、アンケートの関係、今後の進め方について、はまた別途ご案内差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは本日はどうもありがとうございました。